

国民生活審議会消費者政策部会第9回自主行動基準検討委員会議事要旨

平成14年6月11日

国民生活局消費者企画課

1. 日時 平成14年6月7日(金) 13:00~15:00
2. 場所 内閣府庁舎3階第3特別会議室
3. 出席者
(委員) 松本委員長、池田委員、川本委員、高委員、滝川委員、タン委員、鍋嶋委員、
原委員、山本(豊)委員、吉岡委員
(事務局) 亀井大臣政務官、永谷国民生活局長、大石国民生活局審議官、渡邊国民生活局審議
官、堀田消費者企画課長、幸田消費者調整課長、永松国際室長他

4. 議題

- 1) 中間報告へのパブリックコメント募集の結果について
- 2) 関係機関からのヒアリング(公正取引委員会、経済産業省)

5. 会議経過

- 1) 事務局より、前回委員会後の動きとして、中間報告に「おわりに」を付け加えたこと、総務省の「電気通信分野における消費者支援策に関する研究会」報告書に自主行動基準が取り上げられたこと、経済活性化戦略に自主行動基準の推進が盛り込まれたこと、について報告があった。
- 2) 事務局より、「消費者に信頼される事業者となるために 自主行動基準の指針」(中間報告)に対するパブリックコメントの結果について報告があった。
- 3) 公正取引委員会事務局経済取引局取引部消費者取引課の寺川課長より、自主行動基準の指針と独占禁止法および景品表示法との関係について説明があった。

[主なポイント]

- ・ 独占禁止法の公正な取引確保という観点では、従来から事業者間取引のみでなく、事業者対消費者の取引を含むものとして運用してきたが、対消費者取引に適用したことはほとんどなく、表示や景品に限って、景品表示法を適用しているのが実態である。消費者取引問題研究会でも議論しているが、景品表示法の枠組みを拡大することを通じて消費者保護を図ることができないか検討している。
- ・ 中間報告では自主行動基準の策定主体として事業者団体を取り上げているが、独占禁止法のコンプライアンスプログラムを見る限り、事業者団体は指針を作る場合が大半であり、

団体として拘束力ある基準を作ることはほとんどない。

- ・ 自主行動基準との関係では、公正競争規約がある。違約金の規定なども盛り込んでいるが、景品及び表示に限られたものでなので、今後広げていけないかを検討している。
- ・ 中間報告の「法令とのリンク」について、自主行動基準違反を独占禁止法違反とするかのような記述があるが、自主行動基準に違反していることのみで、独占禁止法違反とすることは難しい。行為自体が独占禁止法に違反していなければ、独占禁止法を適用することはできない。

〔主な質疑〕

- ・ 公正競争規約は100ほど存在するが、実効性を如何に確保しているのか。
公正競争規約の実効性には苦勞しており、アウトサイダーの問題もあり、確保できていないところもある。規約上は処罰を規定している協議会もあるが、全協議会が厳格に指導・実施できているわけではない。
- ・ 中間報告の「法令とのリンク」では、「消費者保護に比して不当に公正な競争を損なっている場合には」と冠がついているので、その場合は公正取引委員会の出番である。
自主行動基準違反が直ちに独占禁止法違反になるというのは難しいということであり、事業者が自ら積極的に自主行動基準を作成していることを強調して、その表示と実態が異なれば景品表示法上の問題として取り締まることが可能な場合も考えられなくはない。
- ・ 法令との直接のリンクには反対。企業は法令を超えた理念・志をもって取組んでいるのであり、公表した理念に違反することが法令違反というのは、法治国家の基本から外れる。
コンプライアンス経営には逆効果である。
- ・ 事業者が団体で行う行為には公正取引委員会の監視が必要であり、どういう場合が不公正かをガイドラインで事業者団体に示すことが必要。現在の業界団体ガイドラインでは事業者団体の範囲が狭すぎるという問題もある。
ガイドラインを作るというのは、簡単な話ではない。
- ・ 公正競争規約の中に自主行動基準を入れるということは、公正取引委員会がやるべきことを事業者に任せることになり、慎重に検討すべきである。
- ・ 公正競争規約は一種の表示カルテルであるが、消費者のためのものなので許されている。
一方で、消費者利益を考えると実効性を確保する必要がある。
どこまで自主行動基準に強制力を認めるかという問に対しては、個別に判断する必要があるが、基本的には会員を拘束することがなければ大丈夫というスタンスで回答している。
- ・ カリフォルニアの最高裁判所で、海外での労働環境について、消費者向けに虚偽の情報を発したことが理由で事業者が敗訴した。この観点からすれば、指針の目的に反して、事業者はリスクヘッジのために簡単でレベルの低いものしか公表しなくなる可能性があり、引き続き議論する必要がある。
- ・ 諸外国では公取当局が不当約款をチェックしたり、差止権限を有していたりするが、現在の問題意識や研究会での動向について情報提供願いたい。

約款規制や差止めは新たな規制であり、導入は難しいのではないかと考える。

- 取引関係にある事業者の自主行動基準策定やその規定についての遵守体制の整備状況も考慮して取引関係を構築することが、不当な取引拒絶等に当るのか。

基本的に取引は事業者の自由であり、信頼関係に基づくものであれば不当に当たらないであろう。しかし、市場での影響力が大きい事業者で、取引先の代替性が認められない場合は、そのことをもって違法性が認められることもあり得る。

- 事業者団体が事業者団体に定めた自主行動基準に違反した事業者に対し、事業者団体からの除名・社名公表を行うこと等が、不当に公正な競争を損なうことに当るのかどうか。

不当な拘束にあたるかどうかは、事業者団体加入の事業における必要性等も考慮して個別に判断せざるを得ない。

- この指針に沿った事業者または事業者団体における自主行動基準の策定や運用体制の整備は、ベンチャーや海外事業者への参入障壁となることが考えられるが、法律上の競争制限行為に当るのかどうか。

もともと自主行動基準は参入障壁にはならないはずなのではないか。参入障壁となるような具体的ケースを提示していただかなければ判断できない。

- 公正取引委員会として、どれほど海外の動向をフォローしているのか。日本は先進国の中で遅れており、悪質商法の天国である。慎重発言ばかりではダメではないか。

- 公正競争規約における消費者の役割、参加についてどのように考えているか。

規約の制定に際しては、事前に消費者団体からヒアリングを行っており、また公聴会を開催して、一般の方も意見が言えるようにしている。運用面においては改善の余地があると考えている。

- 事業者団体が自主行動基準の雛型を作ることは構わないが、サンクションはダメということか。

基本的には、中身に反競争的要素や個々の事業者を拘束する要素がなければ良い。

- 公正競争規約は外枠としての景品表示法の具体化であり、規約に違反するしないに限らず外枠としての景品表示法の適用が可能であるが、自主行動基準は法令の上乗せ・横出しのように外枠のない部分についても自主的なルールを作ってもらおうという趣旨であると整理すると、公正競争規約の議論を自主行動基準にあてはめることはできないのではないか。

公正競争規約は景品表示法の具体化なのか、それとも上乗せ・横出しがあるのか。

景品表示法は表示義務について規定していないが、規約には必要表示事項を規定することがほとんどであり、その部分については団体独自の上乗せ・横出しと考えられる。

- 4) 経済産業省産業技術環境局標準課の辻課長より、一般的な ISO 規格作成プロセス、企業の行動規範及び企業の社会的責任に関する規格化への動向について説明があった。

〔主なポイント〕

- 規格化には、「新規業務項目提案」、「専門家のコンセンサス形成」、「TC(専門委員会)/SC(分科委員会)でのコンセンサス形成」、「DIS 投票」、「FDIS 投票」、「国際規格の出版」という

6ステージがあり、提案から規格化に至るまでは、通常、2～3年かかる。

- ・ 企業の行動規範は、2002年4月22～23日にTMB(技術管理評議会)にて審議した結果、ISO全メンバーへの3ヶ月投票によって決定することになった。
- ・ 企業の社会的責任は、2002年6月10～12日にトリニダードトバゴで開催されるCOPOLCO総会にて、報告書を審議することとしている。

〔主な質疑〕

- ・ 規格というのはどこまで強制力があるのか。
全ての規格は任意規格であり、企業の社会責任についての規格ができて、それを採択するかしないかは企業の自由である。規格は自己適合宣言でも第三者認証でも構わないが、ISO14000を見る限り、日本の場合はほとんど第三者認証である。
 - ・ 外部評価を受け、PDCAサイクルを回しながら継続的改善を図っていくというのが一般的であるが、現実には3～5年経過すると、目標が低いレベルになってきている。自主規制に任せればよいというものではないのではないか。特にグローバル市場における行動規範という法による規制のない分野では、限界があるのではないかと。
任意規格なので、志の高いところにはコストに見合った利益が入ってくるはずである。また低所得国でも軍事国家でも世界中がある程度のレベルで採択できるようにしようというのが、国際規格の1つの目的でもある。
 - ・ CSRはISOが踏み込むべき領域なのか。ISOはヨーロッパ主導なので、日本にとって不利になりやすい。また任意規格とはいえ製品規格は世界標準になってしまったら、それ以外は売れないわけであり、そういう問題は生じないのか。さらにWTOを通じて強制力を発揮するかもしれないということも考えなければいけない。
 - ・ 自主行動基準との関係はどうなるのか。自主行動基準の方が厳しいものをつくったら、問題にならないのか。
マネジメントシステムはPDCAを回すことであり、要求事項を満たせば、中にどのような項目を入れるのか、どのレベルに設定するのか、ということは各国・各企業の判断による。マネジメントシステムのレベルの上下という議論は出てこない。
 - ・ 自主行動基準を宣言することは結果を保証することであり、守らなければ不公正な取引に当る可能性がある。一方、ISO規格を宣言することは仕組みが動いていることを宣言しているに過ぎず、不公正な取引に当たらないと思われる。とはいえ消費者との認識にはギャップがあり、結果として、企業は消費者向けに当り障りのないものを公表することになるのではないかと。やはり消費者向けのものとは別にすべきである。
- 5) 次回日程は、6月28日(金)14時からの予定。

以上

* 本議事要旨は暫定版のため、今後修正があり得ます。